

廃棄物の野焼きは禁止！

産業廃棄物、一般廃棄物の種類に関わらず、屋外での廃棄物の焼却行為は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一定の例外を除いて禁止されています。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(焼却禁止)

第十六条の二

何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

1. 一般廃棄物処理基準、特別管理一般廃棄物処理基準、産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
2. 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
3. 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

(罰則)

第二十五条

次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。(一～十四省略)

十五 第十六条の二の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

第三十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

(焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却)

施行令第十四条

法第十六条の二第三号 の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

例外として認められている場合であっても、むやみに焼却することは可能な限り避け、うるおいとやすらぎのある快適な生活環境づくりにご協力をお願いします。



問合せ先：加古川市環境保全課 電話 079-427-9201